中津市地域活動団体登録申請書

中津市長あて

申請者 団体名

代表者氏名

(1)

電話番号

活動の目的と内容を理解した上で、中津市におけるおおいた動物愛護センター拠点型手術事務要領第3条の規定により、次のとおり地域活動団体の登録を申請します。なお、申請において裏面の誓約書について同意します。

団体名					
主たる構成員	氏名	住所			電話番号
	※その他構成員に	ついては別]紙名簿	を提出	してください。
活動場所 (地図を添付して ください)					
給餌時間	時~ 時~	時時	,	時~	時
糞尿処理の時間	時~ 時~	時 時	,	時~	時
その他					

誓 約 書

- 1 「中津市におけるおおいた動物愛護センター拠点型手術事務要領」<u>第2条</u> 各号※に定める要件を満たしていることを誓います。
- 2 登録の廃止は、管理している猫が全て死亡、または他の団体へ管理承継し た後とすることを誓います。
- 3 不妊去勢手術に関して、以下のことについて内容を確認し、同意します。
 - 1)申込者が、手術を行った猫に手術済みであることが外見から判断できる措置である耳先カットの実施に同意すること。
 - ※耳先カットとは一度不妊手術した猫を間違ってもう一度捕獲しないためのしるしです。耳の先端をV字にカットします。(雄は右側、雌は左側)地域住民に手術済みである証明となり、地域猫活動などについて理解を得やすくなります。
 - 2)手術を行う際、飼主のいない猫は健康管理が十分とは言えず、また人に慣れていないため、ショック死等などの恐れがあります。
 - 3) 猫の状態により、手術が行えない場合があります。
 - 4)猫がすでに手術済みであることが判明した場合でも耳先カットを行うこと。
 - 5) 猫の捕獲は、各自で行うこと。
 - ・猫の捕獲運搬の際には手袋等により怪我のないように注意してください。
 - 捕獲器の蓋はしっかり止めて逃げ出さないようにしてください。
 - ・猫は、必ず捕獲した場所に解放すること。
 - 6) 飼い主のいない猫を対象としています。首輪や名札があるものや特定の人 に継続的に世話をされているなど飼い主がいる可能性のある猫は手術でき ません。飼い主のいない猫であることを確認すること。

※【参考】中津市における動物愛護センター拠点型手術事務要領(抄)

第2条(1)

- ア 所有所不明猫の減少を図り、住民の良好な生活環境の保持を推進することを目的としていること。
- イ 所有者不明猫の適正な飼育及び動物愛護への理解の普及に寄与することを目的としていること。
- ウ アまたはイに掲げる目的のため、次に掲げる活動を行っていること。
- (ア) 所有者不明猫の繁殖抑制を図るため、所有者不明猫の手術を推進する活動
- (イ) 所有者不明猫の餌及び排泄物の適正な管理のための活動
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる活動に対する地域住民の理解を得るための啓発等の活動
- エ 暴力団員(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団と交わりを持つ者が構成員となっていないこと。